

各検疫所 御中

健康・生活衛生局感染症対策部  
企画・検疫課検疫所管理室

### 麻しん患者報告数の増加に伴う海外への渡航者に対する注意喚起等について

麻しんについては、海外において流行が報告されており、特に昨年10月までのヨーロッパ地域における症例報告数は一昨年の30倍以上に急増し、入院を要する重症例や死亡例も確認されています。また、訪日外客数が多い地域である東南アジア地域についても、世界的に麻しんの症例報告数が多い地域の一つとなっています。

今般、国内の空港へ到着し入国した者が、入国後に麻しんに罹患していたことが判明し、その後同じ便で入国した複数の者の感染が判明するなど、国内において海外からの輸入症例が契機と考えられる事例が報告されており、輸入症例や国内における感染伝播事例の増加が懸念されます。

麻しんは検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症ではありませんが、検疫所におかれましては、国内における感染拡大を防止するため、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 海外への渡航者に対する注意喚起

ポスター及びリーフレット等を用いて、以下の点について海外への渡航者に対して注意喚起を実施するようお願いします。

- (1) 麻しんにかかったことが明らかでない場合、渡航前に、麻しんの予防接種歴を母子健康手帳等で確認し（※）、2回接種していない場合は予防接種を検討すること  
※ 麻しんの既往歴や予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討すること
- (2) 帰国後は、2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること

「麻しん（はしか）は海外で流行している感染症です。」リーフレット（出国前・帰国後）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001221742.pdf>

「麻しん（はしか）の感染事例が報告されています！」リーフレット  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001131749.pdf>

## 2. 麻しんを疑う有症状者への対応

海外において麻しんの流行が報告されていることから、検疫において有症状者への対応を行うに当たっては、麻しんの罹患も念頭に置いた上で、麻しんを疑う場合には以下の注意喚起を行うようお願いします。

- (1) 医療機関を受診する際には、事前に電話等で受診の可否や注意点を確認してから、その指示に従うこと
- (2) 入国後の移動については、周囲の方への感染を防ぐためにもマスクを着用し、公共交通機関の利用を可能な限り避けること

また、引き続き各検疫所において「職員の麻しん、風しん感染対策実施要領」について（平成30年7月12日薬生食検発0712第1号）に基づき、自身の麻しんの予防接種歴を母子健康手帳等で確認し、2回接種していない場合は予防接種を検討するなど、麻しんに係る感染対策を実施していただきますようお願いします。

## 参考

- ・厚生労働省 麻しんについて  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html)
- ・麻しんの発生に関するリスクアセスメント（2024年第一版）（国立感染症研究所）  
（2024年2月22日）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/hassei/12534-measles-risk-assess.html>
- ・麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について（令和6年2月26日付事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001222287.pdf>
- ・「職員の麻しん、風しん感染対策実施要領」について（平成30年7月12日薬生食検発0712第1号）別添参照